



公表資料

総務省青森行政評価事務所

「冬季における道路の利便性等の確保に関する行政評価・監視 ～国道を中心として～」の結果の公表について

道路利用者にやさしい除雪の実施のために

「行政評価・監視」は、東北管区行政評価局が行う行政改善活動の一つで、行政全般を対象として、主に有効性・効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この調査は、積雪寒冷地域において、降雪時に道路管理者等によって除雪が行われているが、除雪作業の雪が交差点脇に堆積し、見通しが悪く危険となっているなどの行政相談が寄せられていることなどから、国道の除雪が、道路利用者の利便性や安全性に配慮して行われているかの観点から、降雪時の現地調査等を行うことにより実施したものです。

(東北管区行政評価局が企画立案し、青森・山形行政評価事務所を動員して実施)

- 調査結果は、平成19年4月4日(水)、**東北地方整備局**に対して所見表示



<本件照会先>

総務省青森行政評価事務所

評価監視官 大越 聡

(電話) 017-734-3354

概略

背景

道路管理者は「道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない」（道路法第42条第1項）

東北地方の主要幹線道路の大部分は、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」第3条に基づく国土交通大臣の指定を受け、道路管理者が除雪、防雪及び凍雪害の防止のための事業を実施。

しかし「国道の交差点脇に除雪作業の雪が堆積し、見通しが悪くて危険」、「通学路等の歩道が除雪されていないため、車道を歩かざるを得ず危険」等、積雪時の道路交通に支障があると行政相談が寄せられている。

（調査のポイント）

国道の車道や歩道の除雪が歩行者等の道路利用者の利便性及び安全性に配慮して行われているか。

（調査対象機関）

- ・国土交通省東北地方整備局
- ・4河川国道事務所（青森、仙台、山形、酒田）

所見表示要旨

今回の調査結果をふまえ、以下の内容を知

- 1 歩行者等に配慮した交差点部分の除雪方法の改善
- 2 道路利用者に対する適切な情報提供の確保
- 3 ロードヒーティングが設置されている歩道橋の融雪機能等の確保
- 4 ボランティアサポートプログラム事業を活用した歩道橋の除雪対策の推進
- 5 仙台市内の国管理国道における住民参加による歩道の凍結防止対策の推進

通知先：国土交通省東北地方整備局
通知日：平成19年4月4日

青森河川国道事務所に関する1～3の所見表示内容は以下のとおり。

所見表示事項1 歩行者等に配慮した交差点部分の除雪方法の改善

調査結果

青森及び山形河川国道事務所管内の直轄国道7路線について、主要な交差点26か所(青森13か所、山形13か所)の除雪状況を、現地調査した結果

① 車道除雪した雪が横断歩道と歩道の間等に積み上げられ、歩行者の妨げとなっているもの16か所(青森6か所、山形10か所)

このうち10か所(青森4か所、山形6か所)は小中学校児童生徒の通学路。



青森市 国道4号 合浦交差点



青森市 国道4号 造道交差点

- ② 交差点の隅切部分が車道除雪後の雪の集積場所となっているため、2メートルを超える雪堤が生じているなど、車両から道路を横断する歩行者が視認しにくく危険なもの2か所(青森2か所)



青森市 国道4号
青森市道(通称「平和公園通り」との交差点)



青森市 国道4号
青森市道(「造道戸山線」との交差点)

原因

- ① 委託業者に対し、車道除雪時の横断歩道部分への配慮についての指示が徹底されていない。
- ② 交差点の隅切部分に生じている雪堤の発生原因について、道路管理者間で見解の相違があり、発生原因の究明及び適切な対策のための調整が図られていない。

所見表示要旨

- ① 通学路など通行量の多い交差点の横断歩道部分の除雪については、車道除雪に際して横断歩道部分に堆雪させないよう、適切な対策を講ずることについて委託業者に指示すること。
- ② 道路管理者間で雪堤の発生原因に見解の相違がみられる交差点隅切部分については、関係する道路管理者間において連携、協議等を図りつつ発生原因の究明及び適切な対策のための調整を図ること。

所見表示事項2 道路利用者に対する適切な情報提供の確保

調査結果

① 調査対象4河川国道事務所がインターネット上のウェブサイトで映像を公開しているライブカメラ132か所(青森20、仙台14、山形57、酒田41)について、稼働状況をインターネット上で確認した結果

映像が表示されていないもの、数時間前の映像等を表示しているとみられるものなどが、6か所(青森6か所)のライブカメラにおいて延べ38回確認された。

これらの中には、調査期間(45日間)の中で6回以上不具合が確認されたものが4か所、最も多いものでは11回の不具合が確認された。

数時間前の映像を表示しているもの

【例】矢立峠のライブカメラのフレーム。

1月27日午前0時29分に当局が確認した。

深夜であるが、昼間の画像が表示されている。

LIVE CAMERA 国土交通省 青森河川国道事務所

矢立峠

1月26日
23時30分 現在の情報

気温 -1.9°C
路面温度 -0.6°C

一般国道7号
平川市秋田県境付近

R7 矢立峠 秋田方面

画像は30分毎に更新されます。

※ご覧の画像は道路管理用カメラの映像です。
管理操作中など一時的に表示できなくなる場合があります。

※峠付近は、路面状態が画像と異なる場合がありますので、通行には十分ご注意ください。

戻る 2007.1.27.029

② 調査対象4河川国道事務所管内の「道の駅」11か所に設置されている道路情報端末14台の稼働状況を調査した結果

画面が表示されていないもの、画面は表示されているがライブカメラ映像が表示されないものが合わせて「道の駅」4か所4台(青森管内「道の駅」1か所1台、山形管内「道の駅」3か所3台)みられた。

③ 調査対象4河川国道事務所では、携帯電話用ウェブサイト을設けて、管内の道路情報を提供しているが、その情報提供内容を調査した結果

仙台河川国道事務所の携帯電話用ウェブサイトは、i)NTTドコモ利用者に利用が限定されていること、ii)路面情報が国道48号に限定されており、山岳部を有する国道47号の情報が提供されていないなど、道路利用者にとって利用しにくいものとなっている。

原因

- ① ライブカメラシステムの不具合について原因究明及び対策が十分行われていない。
- ② 「道の駅」情報端末については、道の駅管理者から故障発生連絡が河川国道事務所にはないものがあること及び発生原因の究明及び対策が十分行われていない。
- ③ 6年前に設置された携帯電話用ウェブサイトの見直しを行っていない。

所見表示要旨

- ① **ライブカメラ映像**について、その表示状況を把握するとともに、不具合等が発生したものについては、迅速に原因究明及び対策を行い、**道路利用者**に対し正確な道路情報が速やかに提供できるよう措置すること。
- ② **「道の駅」の情報端末**については、道の駅管理者に対し、故障等発生時には速やかに河川国道事務所に連絡するよう依頼を徹底するとともに、迅速に故障等の原因究明及び対策を行い、**「道の駅」利用者**に対し正確な道路情報が速やかに提供できるよう措置すること。
- ③ **携帯電話用ウェブサイト**については、**道路利用者**が利用しやすいものとするため、**同ウェブサイト**の見直しを行うこと。

所見表示事項3 ロードヒーティングが設置されている歩道橋の融雪機能等の確保

調査結果

調査対象3河川国道事務所(青森、仙台、山形)管内において、ロードヒーティングが設置されている国管理の歩道橋38基(青森11基、仙台10基、山形17基)を抽出し、現地調査等を実施した結果
降雪時の現地調査等で、ロードヒーティングが故障し融雪機能の全部又は一部を失っていることが確認されたもの10基(青森2基、仙台7基、山形1基)
これら融雪機能の全部又は一部を失っている歩道橋の中には、故障発生から既に3年以上を経過しているものが4基(仙台4基)みられた。

原因

- ① 改修に向けた設計等の作業を行っているものの、予算の制約があり実現していない。
- ② 代替措置として、融雪機能を失っている歩道橋については除雪又は凍結抑制剤の散布を行っているが、昼間の作業となっており朝の通勤通学時間帯に間に合っていないなど効果が不十分。

所見表示要旨

- ① 歩道橋のロードヒーティングで故障により有効に機能していない箇所については、利用実態等を踏まえた上で優先順位を付した修繕計画を策定し、極力速やかに復旧に努めること。
- ② ロードヒーティングが復旧するまでの間、故障箇所についての除雪又は凍結抑制剤の散布等適切な代替措置を講ずること。